

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年6月まで
② 昭和50年1月から同年12月まで

私は、申立期間に国民健康保険に加入しており、国民年金にもセットで加入していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳到達時までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無い上、昭和53年度から56年度の期間に保険料を前納していること、及び平成3年5月からは国民年金基金に加入していることなどが確認できることから、申立人の納付意識の高さ及び国民年金制度への理解の深さがうかがわれる。

また、A市保管の申立人に係る国民年金被保険者名簿から、申立人がA市で昭和50年12月ごろに国民年金への再加入手続をしていることが確認できるところ、この時点で現年度納付が可能な50年4月からの期間に係る保険料納付書が申立人に発行されたものと推認でき、上記申立人の納付意識の高さなどを踏まえると、申立期間②のうち、50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付したと考えるのが自然である。

一方、申立人が国民年金への再加入手続を行った昭和50年12月時点で、既に過年度となっている申立期間①及び申立期間②のうち同年1月から同年3月までの期間については、申立人から過年度納付に係る具体的な証言は無い上、オンライン記録及び特殊台帳から、申立人に当該期間に係る過年度納付書が発行された記録も確認できず、また、当該期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

大分厚生年金 事案 568 (事案 143 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和42年5月5日）及び資格取得日（昭和42年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月5日から同年10月1日まで

私は、昭和41年12月1日から43年3月10日まで、継続してA事業所で理事長に次ぐ立場のB職として勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

今回、A事業所及び同事業所の親会社であるC事業所が設立された状況について詳細な資料を提出するので、B職は経営者ではなく、一般従業員であり、私が一般従業員として勤務していたことを認めてほしいので、再申立てする。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、A事業所で理事長に次ぐ立場のB職であった旨主張していることなどから判断すると、商業登記簿謄本において、申立人は同事業所及び同事業所の親会社であるC事業所の代表理事等の役員ではなかったことが確認できるものの、同事業所の経営に携わる立場であったことがうかがえること、ii) 商業登記簿において、同事業所の代表理事であったことが確認できる者のうち、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者がいることから判断すると、事業主は、同事業所の経営に携わる立場であったことがうかがえる役員等について、必ずしもすべての者を厚生年金保険に加入させて

いたとは限らない状況がうかがえること、iii) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は、A事業所及び同事業所の親会社であるC事業所の成立に関する資料を提出するとともに、「前回、私は理事に次ぐ立場のB職であったと説明したが、B職は一般従業員であり、役員等のように経営に携わる立場ではなかった。当時、A事業所においては、D職と私が管理監督に係る業務を行っており、D職と私は従業員として業務に従事しており、その立場はほぼ同じであった。」と主張しているところ、同僚は、「B職とD職は、管理監督責任はあったが、事業所に雇われている者である。」「B職とD職は事業所に雇われている立場であった。経営的立場にあったのは、C事業所に出資したE業に携わる個人事業主たちである。」「申立人は勤務期間において、B職という職種に変更はなかった。」と供述しており、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人及び複数の同僚が、「申立人と同様に雇用される立場であった。」と供述する二人のD職について、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者原票において、申立人は申立期間前後の期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、当該D職であったとされる同僚は、申立人とほぼ同じ標準報酬月額であることなどから判断すると、申立人は、当該D職と同様に事業所に雇われている立場であったものと推認できる。

さらに、前述の被保険者原票において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できない同僚は、申立人を含めて3人いることが確認できるが、このうち二人は夫婦であり、当該夫については、当該空白期間において、申立事業所とは別の事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、当該妻は、「私の夫の転職のため、F市からG市に転居した。A事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない期間は、私たち夫婦は同事業所に勤務していなかった。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 42 年 4 月のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人の被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 42 年 5 月から同年 9 月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を

行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和37年2月14日から同年4月11日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月14日に、資格喪失日に係る記録を同年4月11日に訂正することが必要であり、当該期間の標準報酬月額については、同年2月は1万円、同年3月は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和58年10月1日に訂正することが必要であり、申立期間②の標準報酬月額については、同年7月は9万8,000円、同年8月は11万8,000円、同年9月は16万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月14日から同年5月22日まで
② 昭和58年7月30日から同年10月1日まで

申立期間①は、C社内で、D業務を行うE職として勤務し、A社から給与を支給されていた。私の保管する給与明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立期間②は、B社で勤務した期間について、社会保険事務所(当時)の記録では、昭和58年7月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したとされているが、同年7月から同年9月分の給与明細書によると厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和37年2月14日から同年4月10日までの期間について、死亡した申立人の妻（以下「申立者」という。）が保管する申立人の日記に勤務内容、就労時間等が詳細に記されていることから判断すると、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立者は、A社により発行された申立人の昭和37年2月から同年4月までの給与明細書を保管しており、当該給与明細書によると、同年3月分及び4月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人が入社したと思われる昭和37年2月分の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが認められることから判断すると、A社では従業員の給与から前月分の厚生年金保険料を控除していたものと考えられ、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料は同年2月分及び3月分のものであると判断できることから、申立人は、申立期間のうち、同年2月14日から同年4月11日までの期間において、厚生年金保険の被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

加えて、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和37年2月分、3月分及び4月分の給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額から、同年2月は1万円、同年3月は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、適用事業所名簿において、A社は昭和52年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び役員の所在も不明であるため証言を得られないものの、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年2月から同年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録によると、申立期間②を含めた昭和54年2月12日から63年4月30日まで、申立人がB社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和58年7月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨記録されているが、申立者の保管する申立人の同年7月分から同年9月分までの給与明細書（発行者は未記入）によると、当該給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者原票において、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる昭和57年5月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることから判断すると、申立期間において、B社は従業員の給与から当月分の厚生年金保険料を控除していたと考えられることから、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料は58年7月分から同年9月分までの厚生年金保険料と推認できる。

加えて、B社は、「申立者から提出のあった給与明細書は当社のものに間違いはないが、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後の期間において、厚生年金保険料を給与から控除した理由及び当該保険料を超過分として申立人に還付したか否かは不明である。」と回答しているところ、申立者の保管する当時の家計簿によると、少なくとも申立期間前後の期間において、同社から超過保険料を還付された記載が見当たらないことなどから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額から、昭和58年7月は9万8,000円、同年8月は11万8,000円、同年9月は16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①のうち、昭和37年4月11日から同年5月22日までの期間については、申立者は、申立人が同日までの期間におけるC社内でのD業務に係る勤務内容を日記に記載しているため、A社に係る勤務期間の終期を同日であると主張しているところ、同年4月の日記によると、申立人の母が疾病により危篤状態となり、同年4月11日から同月末までの期間については、申立人はA社に勤務していない状況がうかがえる上、同年5月1日の日記に

は「今日は始めて会社に出る」、同年5月2日の日記には「門鑑（門の出入り許可証）を取る為に写真を撮る」との記載がそれぞれ確認できることから判断すると、申立人は同年5月ごろからA社とは異なる事業所で勤務を開始した状況がうかがえる。

また、申立人が記憶する同僚らは、疾病等の理由により供述を得ることができない上、当該期間においてA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、「私は経理事務をしていたが、E職は入れ替わりが激しく、氏名などは覚えていない。」と供述しており、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和37年4月11日から同年5月22日までの期間において、申立人が、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から同年10月までの期間及び平成3年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月から同年10月まで
② 平成3年4月から同年6月まで

私は、会社退職時、市役所で厚生年金保険と国民年金の切替手続をした。申立期間の国民年金保険料は、市から送られてきた夫婦二人分の納付書を妻が銀行で納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻のオンライン記録によると、現在、申立期間①及び②は国民年金の強制加入被保険者期間とされているところ、当該期間は、平成5年12月ごろに当該期間前後に係る第3号被保険者期間が確定したことにより、強制加入被保険者期間として把握されたことが確認できる。このことから、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金の資格取得及び喪失についても、申立人の妻と同様に平成5年12月ごろに強制加入被保険者期間として確定したことが推認でき、申立期間①及び②当時は国民年金の未加入期間であったことから、当該期間に係る夫婦二人分の納付書は発行されず、国民年金保険料を現年度納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間①及び②の国民年金保険料は、夫婦二人分を妻が納付した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の妻の申立期間①及び②に係る国民年金保険料も未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月及び同年 4 月については、第 3 号被保険者期間として記録訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月及び同年 4 月

私は、申立期間当時、結婚しており、夫の扶養に入っていたことは間違いないので、申立期間を国民年金の第 3 号被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録から、申立人は、平成 22 年 4 月 5 日に特例による第 3 号被保険者の届出を行い、認定日が昭和 62 年 5 月 1 日となっていることが確認できるところ、申立人の夫の健康保険の被扶養者記録からも、申立人の被扶養者としての認定日が同じ年月日となっていることが確認できる上、申立人の夫が勤務していた A 事業所（当時）の人事担当者によると、「当時の書類は廃棄済みで無いが、保管している厚生年金保険加入者台帳には、申立人が申立人の夫の被扶養者として認定された日は、昭和 62 年 5 月 1 日となっている。」と回答していることから、健康保険の扶養認定日と特例による第 3 号被保険者の認定日に齟齬^{そご}は無い。

また、申立人が昭和 62 年 3 月 * 日に A 事業所を退職した直後に、申立人の申立期間に係る第 3 号被保険者資格取得届が提出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間については、第 3 号被保険者期間として記録訂正をすることはできない。

なお、この申立ては、申立人が国民年金第 3 号被保険者の特例措置に係る届出^{とせきゅう}（遡及して第 3 号被保険者の届出を行い、被扶養配偶者であったことが認められた場合、保険料納付済期間として算入される。）を平成 22 年 4 月に行った結果、申立期間において、申立人がその夫の被扶養配偶者であったことが確認できないことを理由に第 3 号被保険者の保険料納付済期間として認められな

かったことについて不服とするものであるが、かかる認定事務は年金記録確認
第三者委員会が行うものではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から平成5年4月まで

私は、昭和62年10月に独立して自営を始め、申立期間を含め当時自社の事務全般をしていた元妻から、申立期間は国民年金に加入して保険料を納付していたと聞いていたので、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、会社の事務全般をしていた元妻が、私の国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付をしたはずである。」旨を主張しているところ、オンライン記録及びA市の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は、国民年金の未加入期間であることから納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人の元妻も申立期間の国民年金保険料が未納となっている上、当該期間は、平成9年5月に国民年金の強制加入被保険者期間として追加処理されていることを踏まえると、申立人の元妻が申立期間当時に、申立人についてのみ国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 699

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から41年12月まで

私は、在学中は国民年金保険料を納めていなかったが、実家に帰郷して店を手伝い、結婚を機に、私の親が妻の分と併せて未納保険料を納付したと聞いている。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和44年4月ごろに申立人の妻と連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市保管の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は、上記国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間直後の昭和42年1月から43年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、当該時点で、過年度納付が可能な期間について、国民年金保険料を納付したものと考えられる。

さらに、申立人の親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の両親は既に死亡しており、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 570（申立期間②及び③は事案 49 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月ごろから29年5月ごろまで
② 昭和29年9月ごろから31年11月ごろまで
③ 昭和31年12月ごろから33年2月ごろまで

私は、A業務及びB業務を主な業務とする「C班」において、班のD職としてE班長と一緒に、申立期間①においては、F県G市及びH県I郡J町（現在はH県K市）のL業務を行ったM社N所に勤務し、申立期間②においては、F県O郡P町（現在は、F県Q市）及びF県R郡S町（現在は、F県T市）のU業務を行ったV社W支店に勤務し、申立期間③においては、F県O郡X町（現在は、F県Y市）及びF県O郡Z町（現在は、F県Y市）のa業務を行ったb社に勤務した。各事業所は、当時、大きな会社だったので、従業員について厚生年金保険に加入させているはずである。

すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

今回、申立期間②及び③については、それぞれの業務内容が記載されている「c要覧」の写しを新たに添付して再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が提出した「c要覧」（1970年版通商産業省編）に記載されている各業務の開始及び終了年月と、すべての申立期間の始期終期が一致することが確認できるが、申立人は、このほか勤務期間についての記憶は無く、申立人が所属していたとする「C班」の班長及び班の関係者とされる者はいずれも居所不明のため、各業務における申立人の勤務期間を特定することができない。

また、事業所番号等索引簿において、申立人が所属していたとする「C班」

並びに班長とされる「d」及び「E」については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、すべての申立期間において、申立人は、「毎月は給与を支給されていない。班長が預貯金にしてくれていたと思う。結婚（婚姻日は昭和 33 年 7 月 * 日）するとき、班長から祝金をもらった。」旨を供述しているものの、当該班長は居所不明のため、申立人のすべての申立期間における給与からの保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

- 2 申立期間①について、M社N所の当時の事務担当者が、「当時、下請け業者の中に『C班』もあったと思う。」と供述していることから判断すると、申立人が、当時、L業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事務担当者は、「私は、班の『D職』と呼ばれていた者から班の従業員の勤務報告を受け、単価表を作成する業務にも従事していた。M社が班の従業員に給与を支給したことは無い。」と供述しており、M社N所の当時の責任者は、「L業務において班と呼ばれる下請け業者が業務に従事していたが、班の従業員は班長が雇っており、M社が直接雇用することは無かった。M社において班の従業員を厚生年金保険に加入させることは無かったと思う。」旨を供述しているところ、同社N所及び同社e支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人、前述の「C班」の両班長及び申立人が名前を挙げた同僚について、厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

- 3 申立期間②及び③については、i) V社W支店及びb社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む「C班」の一部の従業員について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないこと、ii) 厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 8 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立期間②について、V社W支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる「C班」の班長二人を含む 9 人（今回、新たに申立人が名前を挙げた者を含む。）について、同社W支店の正社員であったとする者から、「これらの者はすべて下請け業者の班長である。下請け業者の従業員については、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」との供述が得られたところ、当該被保険者名簿において、申立人及び申立人が挙げた同僚の氏名は確認できないことから判断すると、同社W支店は、下請け業者の従業員については、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、今回、申立期間③について、b社の人事担当者からは、「下請け業者の従業員を当社が雇用することは無い。関連資料は保存していないが、仮に、申立人が現場において採用した当社の従業員であったとしても、当時、

現場で採用する従業員は一般的に雇用期間が短かったため、厚生年金保険には加入させていない。」との供述を得ている。

4 今回、申立人が新たな資料として提出した前述のc要覧の写しからは、すべての申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

5 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 6 月 20 日から 13 年 5 月 17 日まで

社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)における標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。給与明細書を提出するので、申立期間について、控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における標準報酬月額について、平成 12 年 10 月 17 日付けで、厚生年金保険被保険者の資格を取得した同年 6 月 20 日及び同年 10 月の定時決定時にさかのぼって、当初 22 万円であった標準報酬月額が 14 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、当該事業所において平成 12 年 10 月 16 日又は同年 10 月 17 日付けで、申立人と同じく厚生年金保険被保険者の資格を取得した時期にさかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた同僚が 26 人確認できるとともに、当該同僚の被保険者資格取得時の標準報酬月額は全員が申立人と同じ 22 万円であることが確認できるところ、B社の担当者は、「同時期に入社した者について、標準報酬月額を 22 万円で届け出たものの、その後、実際の給与支給額に基づいて標準報酬月額を訂正する旨届出を行った可能性がある。」と供述している。

また、申立人の所持する平成 12 年 7 月分から 13 年 5 月分までの給与明細書によると、12 年 6 月から同年 9 月までの厚生年金保険料は、当初オンライン記録に収録されていた 22 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与

から控除されていたことが確認できるものの、同年12月の給与明細書において、同年6月から同年9月までの当該厚生年金保険料と、訂正が行われた後の標準報酬月額である14万2,000円に見合う厚生年金保険料との差額に一致する金額が申立人に還付されていることが確認できる上、当該給与明細書において確認できる同年10月から13年4月までの厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 572

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 31 日まで

私は、申立期間当時、A社の代表取締役であり、報酬は月額約 36 万円であったが、申立期間に係る標準報酬月額は 11 万 8,000 円と記録されていることに納得できない。

申立期間に係る標準報酬月額について、報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額については、当初、36 万円と記録されているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 11 年 10 月 31 日）の後の平成 11 年 11 月 15 日付けで、10 年 10 月にさかのぼって 11 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所の商業登記簿謄本及び申立人の供述から、申立人は申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなるまでの期間において、保険料の滞納は無く、標準報酬月額の引下げについて社会保険事務所（当時）と話し合った記憶は無い。」と主張しているものの、「当社の社会保険事務の担当者が退職した後は、私が社会保険関係の手続を行っており、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる手続も私が行った。」とも供述していることから判断すると、当該標準報酬月額の減額処理については、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月から同年 11 月ごろまで

私は、昭和 16 年の夏ごろから 17 年 2 月又は同年 3 月ごろまで、自ら A 社 B 所で勤労奉仕した。その後、いったん C 県 D 市に帰ったものの、当該勤労奉仕を役場に報告した直後に、役場の命令により、再度 A 社 B 所において、同年 2 月又は同年 3 月ごろから同年 10 月又は同年 11 月ごろまで勤務した。

勤務期間のうち、労働者年金保険法が施行された昭和 17 年 6 月以降の申立期間について労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 17 年 9 月 * 日付けの A 社 B 所の表彰状から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、A 社 B 所の勤務については勤労奉仕であり給与を支給された記憶は無いと供述しているところ、申立人の所持する表彰状に「報国隊員」と記載されていることから判断すると、申立人は、昭和 16 年 11 月に施行された国民勤労報国協力令に基づいて組織された国民勤労報国隊として、無報酬の勤労奉仕を行っていたことがうかがえる。

また、A 社 B 所に係る労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名及び申立人が記憶する複数の同僚の氏名は確認できない。

さらに、適用事業所名簿において、A 社 B 所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、前述の同僚はいずれも死亡又は連絡先不明であることなどから、申立人の申立期間における労働者年金保険の加入状況及び保険料控除等の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る労働者年金保険料の控除については、こ

れを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。